

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正について

平成26年11月
交通計画課

I. 背景

第186回国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）が、平成26年5月14日に成立、同月21日に公布された。

今般、同法の施行に伴い地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令が11月20日に公布・施行され、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号）について、所要の改正を行う。

II. 改正の内容

（1）地域公共交通再編事業の要件（法第2条第11号関係）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第2条第11号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- ① 特定旅客運送事業に係る路線、運行系統若しくは航路又は営業区域の編成の変更
- ② 他の種類の旅客運送事業への転換
- ③ 自家用有償旅客運送による代替
- ④ ①～③と併せて行う次に掲げるもの
 - ・異なる公共交通事業者等間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善
 - ・共通乗車船券の発行
 - ・乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

（2）基本方針の記載事項（法第3条第2項第6号関係）

法第3条第2項第6号の国土交通省令で定める持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項は次に掲げる事項とする。

- ①国、地方公共団体その他の関係者の役割に関する事項
- ②都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項

（3）乗継円滑化事業の廃止（旧法第2条第9号、第21条から第25条まで関係）

乗継円滑化事業が廃止されたことに伴い、当該事業に係る規定を削除する。

（4）地域公共交通再編実施計画の記載事項（法27条の2第2項第7号関係）

法第27条の2第2項第7号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ② 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施

策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項

③ 地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(5) 特定旅客運送事業者等の要件（法第27条の2第3項関係）

法第27条の2第3項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

① その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線、航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者

② その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線又は営業区域において自家用有償旅客運送を行おうとする者

(6) 地域公共交通再編実施計画の認定申請の方法（法第27条の3第8項関係）

法第27条の3第8項の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通再編実施計画の認定の申請及び変更の認定の申請に係る申請書の記載事項及び必要な添付書類等に関する事項とし、道路運送法の一般乗合旅客運送自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可の際と同様に、利害関係人等の意見の聴取に関する規定を設ける。

(7) 地域公共交通再編実施計画に係る道路管理者の意見聴取に関する事項（法第27条の3第4項関係）

法第27条の3第4項の国土交通省令で定める道路管理者の意見聴取に関する事項は、道路管理者への通知、道路管理者の意見提出、道路管理者の意見を聴く必要がない場合に関する事項等とする。（参考：道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号））

(8) 聴聞の特例（法第27条の6第6項関係）

一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命令の際の聴聞の特例について、道路運送法と同様の規定を設ける。

(9) 共通乗車船券に係る届出の方法（法第27条の8第1項関係）

法第27条の8第1項の国土交通省令で定める届出の方法は、共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所、運送事業者を代表する者の氏名又は名称、割引を行おうとする運賃又は料金の種類、共通乗車船券の名称、発行価額等を記載した届出書を提出することとする。

(10) 権限の委任（法第40条関係）

法第27条の3第2項の規定による認定等の権限について、一部を除き、地方運輸局長に委任することとする。

(11) その他

その他所要の規定の整備を行う。